

豊橋市交通児童館連絡調整会議設置要綱

(趣旨)

第1条 豊橋市交通児童館の管理に関する協定書第23条の規定に基づき、指定管理者による管理業務を適正・円滑に実施するため、指定管理者と豊橋市（以下「市」という。）との情報交換や業務の調整を図る場として豊橋市交通児童館連絡調整会議（以下「会議」という。）を設置する。

(会議の構成)

第2条 会議は、指定管理者と市の担当職員が出席して行うものとする。

(会議の開催)

第3条 会議は、原則として毎月1回開催する。日程は、その都度調整する。

2 必要に応じ、指定管理者又は市の呼びかけにより、臨時に開催することができる。この場合において、指定管理者及び市は、理由もなく出席を拒むことができない。

3 前項に規定する臨時会議には、利用者（利用者団体）を参加させることができる。

(会議の内容)

第4条 会議で行う内容は、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 指定管理者による報告 利用状況（利用人数、利用者からの要望・苦情等）、経費執行状況、施設管理状況、人員体制、労働環境、トラブル発生状況などの報告
- (2) 市による評価・指導 指定管理者による管理状況の評価、改善要求など
- (3) 指定管理者、市による情報交換 両者による情報共有を図り、業務水準の維持・向上のため必要となる事項の連絡、相談、協力要請など

(委任)

第5条 その他会議に関し必要な事項は、市と指定管理者との協議により定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。